

BCP用宿舎貸与状況調べ

府省庁名：

(単位：戸)

合同宿舎/ 省庁別宿舎	宿舎名	配分を受けて いる戸数	うち			うち 未貸与戸数	うち 貸与予定戸数	他省庁配分に よる3時間BCP 職員入居戸数	(参考1)	(参考2)
			3時間BCP職員 への貸与戸数	その他職員へ の貸与戸数	うち出向者等 への貸与戸数				前年9月1日時点 3時間BCP職員 への貸与戸数	2020年9月1日時点 3時間BCP職員 への貸与戸数
合 計										

- (記載方法)
- 「配分を受けている戸数」の欄は、合同宿舎については配分を受けている戸数、省庁別宿舎については設置戸数を計上する。
  - 「うち3時間BCP職員への貸与戸数」の欄は、配分を受けている戸数のうち3時間BCP職員への貸与戸数を計上する。
  - 「うちその他職員への貸与戸数」の欄は、3時間BCP職員以外の職員への貸与戸数を計上する。
  - 「うち出向者等への貸与戸数」の欄は、その他職員のうち本府省に在籍していない出向者等の職員の貸与戸数を計上する。
  - 「うち未貸与戸数」の欄は、BCP用宿舎で配分されている住戸のうち未貸与戸数を計上する。
  - 「うち貸与予定戸数」の欄は、更新時点で、2か月以内に貸与予定がある戸数について計上する。
  - 「他省庁配分による3時間BCP職員入居戸数」の欄は、他省庁からの出向者等が3時間BCP職員となっている場合に、その戸数を計上する。
  - 「(参考1) 前年9月1日時点3時間BCP職員への貸与戸数」の欄は、前年度調査の貸与戸数を計上する。
  - 「(参考2) 2020年9月1日時点3時間BCP職員」の欄は、当初調査である2020年9月1日時点の3時間BCP職員への貸与戸数を計上する。
  - BCP用宿舎の貸与戸数については、以下の場合において更新する。
    - ・BCP用宿舎において入退去があった場合
    - ・各省庁のBCPに基づく3時間BCP職員の指定が見直された場合

別紙第2号様式(その1)

中央省庁の3時間BCP職員の居住状況等に係る調査

府省庁名：

1. 非常時優先業務参集要員人数

区分	(2020年9月1日時点) 参集要員人数	(前年9月1日時点) 参集要員人数	参集要員人数	備考
	3時間以内	3時間以内	3時間以内	
非常時優先業務参集要員人数				
A うち宿舎への入居者数				
うち合同宿舎の入居者数				
うち省庁別宿舎の入居者数				
B うち民間住宅への入居者数				
C うち自宅居住者数				
D うちその他				

2. 非常時優先業務参集要員の居住状況

区分	(2020年9月1日時点) 居住場所	(前年9月1日時点) 居住場所	居住場所	備考
	3時間以内 の参集要員 6km	3時間以内 の参集要員 6km	3時間以内 の参集要員 6km	
上記「01 非常時優先業務参集要員人数」のうち、距離圏内に居住する人数				
A うち宿舎への入居者数				
うちBCP用宿舎の入居者数				
うち合同の入居者数				
うち省庁別の入居者数				
うちBCP用宿舎以外の宿舎の入居者数				
うち省庁別の入居者数				
B うち民間住宅への入居者数				
C うち自宅居住者数				
D うちその他				
上記「01 非常時優先業務参集要員人数」のうち、距離圏より外に居住する人数				
A 宿舎への入居者数				
うち合同宿舎の入居者数				
うち省庁別宿舎の入居者数				
B 民間住宅への入居者数				
C 自宅居住者数				
D その他				

(記載方法)

1 「01 非常時優先業務参集要員人数」とは省庁別業務継続計画で定める非常時優先業務又は管理事務を継続するために、首都直下地震発生後、中央省庁の庁舎に参集する要員としてあらかじめ確保した職員の人数を指す。本作業において代替要員または交代要員は対象外とする。

2 「2. 非常時優先業務参集要員の居住状況」の居住場所については、霞ヶ関駅より(防衛省の場合は市ヶ谷庁舎より)直線距離で、3時間以内の参集要員は6kmの区切りで調査する。

3 貸与者以外でBCP用宿舎に居住する者が3時間BCP職員のとときは備考欄にその旨記載する。

4 「(2020年9月1日時点)参集要員人数」の欄は、当初調査である2020年9月1日時点の3時間以内の参集要員人数を計上する。

5 「(前年9月1日時点)参集要員人数」の欄は、前年度調査の3時間以内の参集要員人数を計上する。

## 別紙第2号様式(その2)

府省庁名：

業務継続計画（首都直下型地震対策）

開始目標時間	非常時優先業務等名	対象となる非常時優先業務の参集要員人数	備考
直ちに			
1時間以内			
2時間以内			
3時間以内			

### <記載要領>

- ・当該項目で対象とする業務継続計画とは、平成26年3月28日閣議決定された政府業務継続計画（首都直下型地震）に基づき、各府省等で作成することとされている中央省庁の省庁別業務継続計画を指す。
- ・「非常時優先業務等名」には、省庁別業務継続計画で定める非常時優先業務又は管理事務を記載する。原則、開始目標時間ごとに業務内容を記載するが、同じ開始目標時間に複数の業務があり、それぞれの業務に従事する参集要員が異なる場合は行を分けて記載する。
- ・「対象となる非常時優先業務の参集要員人数」には、該当する「非常時優先業務等名」を遂行するために中央省庁の庁舎に参集する要員としてあらかじめ確保した職員の人数を記載する。本作業において代替要員または交代要員は対象外とする。
- ・時間ごとの区分で参集要員人数を記載する（累計で計算しない）。  
同一の者が複数の業務を担当する場合、重複計上がないよう、その者における要参集時間のみに計上することとする（例：1時間以内に参集する参集要員が3時間以内に行う別の業務も担う場合、計上するのは1時間以内に参集すべき業務の参集要員としてカウントする）。